

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年6月15日（水）17:35～17:55
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
委員 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授
昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

小柳 誠二 警察庁生活安全局保安課長
吉田 一哉 警察庁生活安全局保安課課長補佐

<事務局>

川上 尚貴 内閣府地方創生推進事務局次長
杉田 香子 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 保育所設置に係る風営法の規制について
 - 3 閉会
-

○事務局 お待たせいたしました。国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングを開催いたします。「保育所設置に係る風営法の規制について」ということで、待機児童の対策として、駅前の商業地域の再開発ビルの中に保育所を造りたいけれども、風営法の隔離基準の規制に抵触するということで、運用の緩和等について千葉県市川市から御要望があつたものです。本日は警察庁にお越しいただいております。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくださいまして、どうもありがとうございます。

それでは、早速、この問題について御説明をお願いしたいと思います。

○小柳課長 警察庁保安課長の小柳と申します。今日はどうぞよろしくお願ひいたします。本日は、風営法上のいわゆる保全対象施設に係る営業地域の規制と、それから、風俗営

業に係る営業所の増改築でありますとか営業者の地位の承継について御説明を申し上げたいと思います。

お手元の資料の1ページ目をまず、御覧ください。上のほうに書いてございますが、風営法の目的でありますけれども、善良な風俗の保持、清浄な風俗環境の保持、少年の健全育成に障害を及ぼす行為の防止の3点でございます。これらの目的を達成するために風営法では、必要に応じまして、業態に合わせた規制を設けておりまして、営業地域についても、各営業によって異なったものとなってございます。

まず、資料の左側の枠内にございます性風俗関連特殊営業というカテゴリーでございますが、これについて御説明をいたしますと、性風俗関連特殊営業と申しますのは、資料に記載されておりますソープランドでありますとかストリップ劇場、ラブホテル、出会い系喫茶等の店舗型の性風俗特殊営業でありますとか、あるいはいわゆるデリヘル等の無店舗型の性風俗特殊営業等がございます。その中でも、店舗型の性風俗特殊営業につきましては、学校、病院等のいわゆる保全対象施設等の周辺等で営業が営まれることによりまして、当該地域の清浄な風俗環境が害されることを防止するため、規制が設けられているところでございます。具体的には、資料の白抜きの四角内に書かれておりますとおり、風営法におきまして、一団地の官公庁施設、学校、図書館、もしくは保育所を含む児童福祉施設またはその他の施設で、その周辺における清浄な風俗環境を害する行為等を防止する必要があるものとして、都道府県の条例で定めるものの周囲200メートルの区域内においては、これを営んではならないとされてございます。

なお、その下に書いてありますとおり、営業の開始後に周囲にこのような保全対象施設が設置されましても、既存の営業者は引き続き営業を行うことが可能でございます。

次に、風俗営業についての御説明でございます。真ん中に記載をしておりますが、風俗営業は大きく分けますと、接待飲食等営業と遊技場営業の2種類がございまして、接待飲食等営業は、例えば、書いてありますとおり、キャバレーとかいわゆるキャバクラのように客の接待をして、客に飲食をさせる営業等がこれに該当いたします。それから、遊技場営業でありますけれども、客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせるぱちんこ営業でありますとかゲームセンター営業等が該当いたします。これらの営業につきましては、営業の営まれ方如何によりましては、善良の風俗と清浄な風俗環境を害したり、あるいは少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあるということから、学校や病院等の保全対象施設の周辺等、特に良好な風俗環境を保持する必要のある地域における周囲の風俗環境との調和を図るため、規制が設けられているところでございます。具体的には、白抜きの四角内にも記載してございますとおり、風営法におきまして、都道府県公安委員会は、風俗営業の許可の申請に係る営業所が良好な風俗環境を保全するため、特にその設置等を制限する必要があるものとして政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める地域内にあるときは許可をしてはならないと規定されてございます。後ほどさらに詳しく御説明申し上げますけれども、条例で定める保全対象施設の周囲を営業禁止区域として指定するという

旨等が規定されているところでございます。

これを受けまして、都道府県の条例では、保全対象施設を学校、図書館、保育所を含みます児童福祉施設、病院、診療所等の施設としている県が多いところでございまして、施設の敷地の周囲おおむね100メートルの区域を限度として、地域の実情に応じて制限がされているところでございます。

それから、こちらも下に書いてありますとおり、性風俗関連特殊営業と同様に、風俗営業につきましても、営業の開始後に周囲に保全対象施設が設置されましても、既存の営業者は引き続き営業することが可能となってございます。

それから、一番右の飲食店営業と書いてございますが、これについて御説明を申し上げますと、ここで申します飲食店営業につきましては、例えば、喫茶店、レストラン、バー、スナックといった客に飲食を提供する営業、一般的のものでございまして、風俗営業に当たってこないようなものでございます。これらに関しましては、保全対象施設に係る営業地域の規制というのを設けられていないところでございます。

以上、御説明した内容をまとめますと、風俗営業に該当しない通常の飲食店営業であります、一番右の最後のカテゴリーでありますけれども、これにつきましては、保全対象施設に係る営業地域の規制はございません。

それから、風俗営業に関しまして、営業開始後に周囲に保全対象施設が設置されましても、既存の営業者は引き続き営業ができることとされております。

それから、風俗営業の制限区域は国の法令ではなくて、地域の実情に応じて都道府県の条例で定められているところでございます。

一方、営業制限区域が定められると、その区域につきましては、一番下に書いてありますとおり許可をしてはならないと規定されてございますので、都道府県の公安委員会は許可をする裁量がないということになります。

次に、お手元の資料の2ページ目を御覧ください。先ほど1ページ目で若干御説明を申し上げましたけれども、政令では地域の規制の基準を二つ設けております。

資料に書いてありますとおり、一つ目は学校、病院、その他の施設でその利用者の構成その他のその特性に鑑み特にその周辺における良好な風俗環境を保全する必要がある施設として都道府県の条例で定めるもの。先ほどから、いわゆる保全対象施設と呼んでおりますが、この周辺の地域を指定することとされております。

二つ目でございますが、指定を行う際には、保全対象施設の敷地の周囲おおむね100メートルの区域を限度として指定すると定められておりまして、これが政令の基準でございます。この政令の基準を受けまして、都道府県は風俗営業が保全対象施設の周囲における風俗環境に与える影響でありますとか地域の実情に応じて具体的に営業制限区域を決定しております。具体的に、若干都道府県の条例における営業地域の制限例を御紹介申し上げますと、提案がされております千葉県でございますが、その下に書いておりますとおり、保育所でありますとか幼保連携型認定こども園の周囲の100メートル、営業所が商業地域内に

ある場合には70メートル以内の区域とされておりますが、これらが営業制限区域とされて
いると承知をしてございます。

一方で、保育所を保全対象施設としている都道府県において、その周囲であっても一部
の地域は条例で除外されているという県もございます。その下に北海道の例を挙げてござ
いますが、条例で「良好な風俗環境を保全するために支障がないと認めて指定する地域を
除く」と規定しております、これを受けた北海道公安委員会の告示で、保全対象施設の
周囲であっても一部の地域、何々市何々区何々丁目等の具体的な住所を挙げた上で、営業
制限区域から個別に除外しているという例もございます。

また、そもそも保育所が保全対象施設とはされていない県もございまして、その下に書
いてあります岩手県におきましては、保育所が保全対象施設とされておりませんで、表に
書かれておりますとおり、地域に応じて学校または病院及び診療所をその対象としまして、
それらの施設の周囲を営業制限区域としているものと承知してございます。

若干御紹介申し上げましたが、都道府県は地域の実情に応じまして、柔軟に営業制限区
域を設定することができるとされておりまして、保全対象施設の周囲であっても一部の地
域を営業制限区域から除く等、北海道の例のようなことも可能でございます。

最後に、風俗営業の営業所の増改築や営業者の地位の承継について御説明を申し上げま
す。3ページ目を御覧ください。まず、前提といたしまして、保全対象施設の周辺の営業
制限区域内において、新規の許可ができないというのはこれまで御説明したとおりで、そ
こがまさに営業制限区域ということでございますが、一方で、これも既に御説明しておりますと
おり、風俗営業法では営業制限地域内での既得権が一定程度保護されておりまして、
保全対象施設が設置された時点で営業している風俗営業については引き続き営業が可能と
されております。

また、営業所の増改築でありますとか営業者の地位の承継がなされましても、新規の許
可を要せず、既に営業している人が引き続き営業可能となる場合がございます。

まず、具体的には営業所の増改築でございますが、資料の左側に書いてありますように、
例えば、客室の位置、数、または床面積の変更や壁などの営業所の内部を仕切るための設
備の変更程度の増改築、その他の構造、設備の変更にとどまる場合は、事前の都道府県公
安委員会の承認で足りるということになっておりまして、新規の許可は不要でございます。

ただし、営業所の建物を新築するなどの場合には、営業所の同一性が失われますので、
新規の許可が必要となってまいります。

次に、営業者の地位の承継についてでありますけれども、右側に記載してございますと
おり、相続を受けた個人や法人の分割または合併により、風俗営業を承継した法人は風俗
営業者の地位を承継するとともに、継続して風俗営業を営むことが可能となるというもの
でございます。それ以外の場合には、一方で、新規の許可が必要となってまいります。

御説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方から御質問、御意見をお願いいたします。

○原委員 市川市の一つの御提案は、オーナーチェンジが少なくともできるようにしないと困るのではないかという話だと思うのですが、これは、今御説明をいただいた条例の北海道の一部の区域を除外するというものの延長上で、既に風俗営業が営業されている場所は点になりますけれども、それは除くという条例の作り方もあり得るのですか。

○小柳課長 そうですね。北海道のように保育所というのが保全対象施設だと定めておいて、一方で、例えば、市川市のことについては除きますという抜き方を条例でしてあれば、それは全く可能でございます。

○原委員 もう一点、戻ってしまって念のための確認ですけれども、1枚目の風俗営業と飲食店営業で分けられていて、風営法の規制対象になっている喫茶店とかバーとかで、暗いものは風営法の対象ですね。それは営業地域の規制対象にはなっていないという理解ですか。

○小柳課長 暗いものというのは低照度飲食店という類型が風俗営業の中にあるのですけれども、それはかなり暗いものでございまして、現行でも許可件数はほとんどございません。ですので、一般的なちょっと薄暗い喫茶店でも風営法の風俗営業ではなく、営業地域の規制とは無関係のところが大勢であると思います。

○原委員 分かりました。そうしたら、一般の喫茶店で今の地域の対象になるのは、接待する人のいるメイド喫茶とか、そういうものぐらいですか。

○小柳課長 そうですね。基本的には接待の有無で一般の飲食店と風俗営業が分かれているということでございまして、メイド喫茶というのは個別にどこまでの接待をしているかというのは必ずしも分からぬので何とも言えないのですけれども、基本的に接待がある一部のキャバレーとかキャバクラみたいなものが該当いたしますので、普通の飲食店は該当しません。

○原委員 分かりました。

続けてよろしいですか。今回の市川市の御提案で、御説明は、要するに条例ができるのですよということだと思いますけれども、一方で、これだけ国の問題として待機児童の問題が大きくなっている中で、警察庁から全国の自治体に対して、こういうのはもう少し柔軟なやり方があり得るのですよと。北海道でやられている例や、岩手県でやられている例のような柔軟なやり方があります。さらに言えば、先ほどお伺いしたようなオーナーチェンジができるようにするとか、そういうことも可能性があるのですよというようなことを、何か通知を出していただくとか、そういう可能性はないでしょうか。

○小柳課長 どういう条例にするか自体はあくまでも当該自治体で決めていただくことですので、そこは如何ともしがたいのですけれども、例えばこういうものがありますと御紹介をしたり周知を図るということは、もちろん可能でございます。

○八代委員 あと、千葉県方式ですかね。今のやり方もあるのですが、ただ、具体的に何丁目だけを外すというのはかなり難しくて、それ以外のところは造れないわけですから、

むしろ私は、この千葉県みたいに今の少子化が問題になっているときには、保育所とか児童福祉施設は特区においてそもそもこの適用除外にする。

○八田座長 岩手県では、保育所を保全対象施設としていない。

○八代委員 条例というのは結局、警察の政令をベースにしているわけですね。

だから、この政令のほうを除外してもらえば、かなり条例にも影響を与えることができるのではないかと思うのです。

○小柳課長 政令の基準は2ページ目の①に記載しておりますとおりで、保育所とか児童福祉施設を対象にしてくれということは書いていなくて、施設そのものも条例で決めてくださいという仕組みになっております。それゆえに、先ほどの岩手県のようにそもそも県の考え方として対象としていないという事例があるということでございます。

○八代委員 性風俗のほうはちゃんと書いてあるけれども、風俗営業のほうは全然書いていないのですね。

○小柳課長 そのとおりです。

○原委員 基本は条例で自由度を持って造れますと。

○八代委員 駅前の便利なところに保育所が欲しいというニーズがあって、しかし、それを造ると不利益をこうむるこういう業者の人が反対をする、だから造れないという問題があるということですね。

○八田座長 最低限、岩手県のような例がありますよということを知らせていただければ、それで随分、保育所の足りないところは助かるだろうと思うのです。

その場合も、性風俗の場合には外せないということになりますか。今のは風俗営業についてだけなのですね。

○小柳課長 そのとおりとして、ただ、性風俗は本当に性を売り物とするソープランドとかそういうものですので、風俗環境というか地元の環境に与える影響はそれなりにあるのかなと思います。

○八田座長 学校とか図書館というのは問題かもしれないけれども。子どもですから、保育所は外してもいいかもしれないと思う。

千葉県の言ってきているのはどちらなのですか。性風俗のほうなのですか、それとも風俗営業のほうなのですか。

○事務局 そこまでの明確な話はいただいているのですが、基本的に風俗営業に係る営業所だというような、まだそれしか。

○八田座長 今かなり積極的なお話で、通知を出すということならできるだろうということなので、千葉県に当たってみますかね。そういうことで解決するだろうかと。もっと別に問題があるのなら、またそのときにお願いするということにしましょうか。

では、お忙しいところ、非常に分かりやすい説明をしてくださってありがとうございました。今後ともよろしくお願ひいたします。